

和気町教育大綱

令和5年2月
岡山県和気町

所在地 〒709-0495
岡山県和気郡和気町尺所555番地
電 話 (0869) 93-1122
F A X (0869) 92-0667

1 大綱の位置づけ

大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項の規程に基づき、現在の社会情勢を十分に踏まえ、本町において求められる人材像を明確にし、第2次和気町総合振興計画を基に、本町の学校教育、生涯学習の推進に関する施策の基本方針を定めるものです。

また、施策の中で、計画期間中に緊急かつ重点的に取り組まなければならない施策は、重点項目として推進します。

2 期 間

この大綱の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

3 基本方針

次代を担う子どもたちの豊かな心や主体的に学ぶ意欲を伸ばし、未来社会をたくましく、しなやかに生きる力を育むため、個別最適な学び、協働的な学びが展開できるよう、ICTを軸とした教育環境の整備を進めます。

また、すべての町民が生涯にわたって、生きがいを持ち、豊かな心で生活をしていけるよう、町民が様々なニーズに応じて学びたいときに学べ、成果を活かせる場づくりに取り組みます。

さらに、町の歴史にふれ、広める活動や文化活動への参加機会の充実に努めることで、交流を促進するとともに、だれもが気軽に参加し、楽しむことができるスポーツ、レクリエーション活動を推進し、健康づくりだけでなく、町内外の人との交流や仲間づくりの機会を設けることで、まちの活性化につなげていきます。

そして、町民一人一人が、互いの多様性や能力を認め合い、支え合う意識を醸成することで、すべての人が人として尊重される共生社会の創造を目指します。

4 施策

※下線は重点項目

学校・園の 教育の充実

子どもたちが夢や目標をもち
その実現に必要な経験や資質
能力を得られるように！

○学ぶ力の育成

- ・予想困難な時代を生き抜く
資質・能力を育成するための
個別最適な学び、協働的
な学びの展開
- ・一人一人の多様性に応じ、
対話や協働を通じた自立的
な学習者の育成

○豊かな心と健やかな体の育成

- ・多様な子どものよさや可能
性の伸長
- ・一人一人の特性や教育的ニ
ーズに応じた特別支援教育
の充実

○G I G Aスクール構想の実現

- ・ICTを効果的に活用した
情報活用能力の育成
- ・個別最適な学び、協働的な
学びのための環境整備

○英語教育の推進

- ・英語教育の充実を通じたコ
ミュニケーション能力の向
上と国際理解教育の推進に
よる、グローバル化に対応
した人材の育成

家庭・地域の教育 力の向上と連携

学校・家庭・地域が相互に
連携し、一体となって子ど
も育てる地域の教育力が
向上するように！

○地域とともにある学校づくり

- ・コミュニティ・スクールの
有効活用
- ・郷土愛の醸成

○部活動の地域移行の推進

- ・学校と地域との連携による
部活動改革
- ・持続可能な地域スポーツ、
文化活動のための抜本的な
環境整備

○異校種の連携による教育の 充実

- ・無料公営塾の充実による学
ぶ環境の提供
- ・和気閑谷高校の魅力化支援
- ・環太平洋大学との包括連携
協定に基づく相互協力

○教職員の働き方改革の推進

- ・教職員の業務負担軽減
- ・効率的な業務に資する職場
環境の整備

充実した生涯 学習環境の整備

誰でもいつでも人とつな
がり、文化や芸術、スポ
ーツ等に親しむことがで
きるように！

○生涯学習活動の充実

- ・若い世代から高齢者まで、
多様なニーズに応じた学
びの場の設定
- ・ICTを活用した情報発
信

○生涯スポーツの振興

- ・スポーツ環境の整備と充
実した活動機会の提供
- ・スポーツ団体の育成支援
- ・スポーツを核とした交流
による地域の活性化

○地域文化の振興、歴史的 文化遺産の保存と活用

- ・旧大國家をはじめとする
歴史的な文化遺産の保存と
活用
- ・和気清麻呂公の顕彰
- ・多様な地域文化の体験・
発表の場の拡充



さまざまな人権課題の解決に向けた人権教育・啓発を推進し、町民一人ひとりの人権が真
に尊重される共生社会を目指して！

○学校・園における人権教育の充実

- ・人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成
- ・教育的配慮を要する子どもたちの自立支援
- ・人権を尊重する環境づくり
- ・すべての子どもたちが、共に学び、生きる力を
つけるインクルーシブ教育の推進

○町民への人権啓発・研修の充実

- ・人権啓発推進委員会を中心とした
各種研修会の実施による地域にお
ける人権教育・啓発の推進
- ・指導者の養成